

職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十八日

広島県知事 湯崎英彦

広島県規則第十一号

職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める

条例施行規則の一部を改正する規則

職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例施行規則（平成二十四年広島県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「第六条」を「次条」に改め、同条第七号イ中「(4)までのいずれかに該当する者で、」を「(3)までのいずれかに該当する者又は(4)に該当する者で」に、「又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有する者」を「又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの」に改め、同号イ(1)中「短期養成課程」という。」の下に「（省令第三十六条の六の二第二号ロに規定する実務経験者訓練技法習得コース（以下「実務経験者訓練技法習得コース」という。）に係るものに限る。以下この号及び第八条第一号において同じ。）」を加え、「以下同じ」を「第八条第一号において同じ」に、「認められる者」を「認められるもの」に改め、同号イ(2)中「能力を有する者」を「能力を有すると認められるもの」に改め、同号イ(4)中「これに」を「これらに」に改め、同号ロ中「有する者」を「有すると認められる者」に改める。

第七条中「及び職業訓練指導員試験」を「及び法第三十条第一項に規定する職業訓練指導員試験（以下「職業訓練指導員試験」という。）」に、「第三十九条第一号に規定する者」を「第三十九条第一号の厚生労働大臣が指定する講習を修了した者」に改め、同条第一号中「応用課程」の下に「又は特定応用課程」を加え、「有する者」を「有するもの」に改め、同条第二号中「専門課程」の下に「又は特定専門課程」を加え、「有する者」を「有するもの」に改め、同条第三号中「大学」の下に「（短期大学を除く。）」を加え、「有する者」を「有するもの」に改め、同条第四号中「卒業した者」の下に「（同法による専門職大学（以下「専門職大学」という。）の前期課程にあっては、修了した者）」を加え、「有する者」を「有するもの」に改め、同条第五号中「法第三十条第一項に規定する」を削る。

第八条第一号中「認められる者」を「認められるもの」に改め、同条第二号、第五号及び第六号中「能力を有する者」を「能力を有すると認められるもの」に改め、同条第七号中「有する者」を「有すると認められる者」に改め、同条第八号中「知識を有する者」を「知識を有すると認められるもの」に改め、同条第九号を次のように改める。

九 十年以上（短期養成課程を修了した者（実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程にあって、職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者又は省令第三十六条の六の二第一号に規定する指定講習受講資格者であつて、職業能力開発總

合大学校の長が定める科目を履修した者に限る。）又は学士の学位（外国において授与されたこれに該当する学位及び学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を含む。）を有する者にあっては、五年以上）の実務の経験を有する者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。